

## バハマでの滞在手続きにかかるアポスティーユの必要性について

今般、バハマ外務省からバハマにおける「就労許可」、「配偶者滞在許可」、「帰化」に関する手続きについて必要とされる戸籍謄本については、アポスティーユ（＊）が必要との通知がありました。

これらのバハマでの手続きのために、当館からの出生証明、婚姻証明などが必要となる場合には、その証明元となる戸籍謄本に、あらかじめ日本の外務省においてアポスティーユを受けたものをご用意ください。これにより当館が発行する証明書にはアポスティーユ番号が記載されることになります。

（＊）アポスティーユとは

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000548.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000548.html)

1. 日本の本籍地役場から最新の「戸籍謄本（抄本）」（3か月以内）を入手する。

2. 上記1. の戸籍謄本（抄本）とともに日本の外務省による「アポスティーユ」を申請する。

アポスティーユの申請方法はこちら

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000608.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000608.html)

3. アポスティーユ付の戸籍謄本（抄本）とともに「身分事項に関する証明（戸籍事項記載証明）」を当館に申請する。

出生証明、婚姻証明、戸籍記載事項全部証明など、必要とされる証明は個別に異なりますので、どの証明が必要か証明内容については、バハマ移民局にご確認のうえ申請ください。

[http://www.bahamas.gov.bs/wps/portal/public/!ut/p/b1/04\\_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfGjzOKNDdx9HR1NLHwtzLwsDTwNvf29fSy9jd0NTYAKIoEKDHAARwNC-sP1o\\_AqMTOFKsBjhZ9Hfm6qfkFuhEGWiaMiAHaiQZ8!/dI4/d5/L2dBISevZ0FBIS9nQSEh/](http://www.bahamas.gov.bs/wps/portal/public/!ut/p/b1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfGjzOKNDdx9HR1NLHwtzLwsDTwNvf29fSy9jd0NTYAKIoEKDHAARwNC-sP1o_AqMTOFKsBjhZ9Hfm6qfkFuhEGWiaMiAHaiQZ8!/dI4/d5/L2dBISevZ0FBIS9nQSEh/)

当館での証明申請手続きはこちらをご覧ください。ご来館（委任状があれば代理人でも可）もしくは領事出張サービスの機会をご利用ください。郵送による申請はできませんことをご了承ください。

[https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/cert\\_koseki.html](https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itpr_ja/cert_koseki.html)